

# 令和7年度「ふくしまぐらし」情報発信業務委託 公募型プロポーザル募集要領

## 1 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

令和7年度「ふくしまぐらし」情報発信業務

### (2) 委託業務概要

首都圏をはじめとした県外在住の20代～40代をメインターゲットに、移住先としての本県の魅力や暮らしに関する情報をポータルサイトやSNS等で幅広く発信することにより、移住先としての認知の拡大を図り、関係人口の創出や移住につなげることを目的とする。

### (3) 業務仕様

別紙「令和7年度「ふくしまぐらし」情報発信業務委託仕様書(案)」(以下「仕様書(案)」とする。)のとおり

### (4) 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

### (5) 委託先選定数

1者

## 2 見積限度額

6,231,000円(消費税及び地方消費税込み)

## 3 スケジュール

項目	日程
募集公告	令和7年2月25日(火)
質問受付期限	令和7年3月7日(金) 17時00分
質問に対する回答期限	令和7年3月10日(月) 17時00分
参加申込書の提出期限	令和7年3月11日(火) 17時00分
企画提案書等の提出期限	令和7年3月14日(金) 17時00分
選定結果の通知	令和7年3月24日(月)以降
契約締結	令和7年4月上旬以降

## 4 プロポーザルに係る事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は、代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者要件についても同様に扱う。

(1) 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者

若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

(5) 募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）である者。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(7) 県税を滞納している者でないこと。

(8) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第 1 号様式）を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 3 月 7 日（金） 17 時 00 分まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第 1 号様式）により、「3 問い合わせ先及び各種書類の提出先」へ電子メールにより提出してください。

電子メールの件名は「【質問】「ふくしまぐらし」情報発信業務」とし、電話により送付した旨をお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、ふくしまぐらし推進課のホームページで令和 7 年 3 月 10 日（月） 17 時 00 分までに公表します。

## 6 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書（第 2 号様式）を以下により提出すること。

- (1) 提出期限  
令和7年3月11日（火）17時00分まで（必着）
- (2) 提出方法  
電子メール
- (3) 提出先  
福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課

## 7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書（第2号様式）の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

- (1) 提出期限  
令和7年3月14日（金）17時00分まで（必着）
- (2) 提出書類
- ア 企画提案書（任意様式でA4版とする）  
※仕様書（案）の内容及び下記9(2)の審査基準を踏まえ、効果的な事業実施に向けたポイントを端的に明記すること。
  - イ 見積書（任意様式、A4版）
  - ウ 事業者概要書（第3号様式）
  - エ 業務実施体制書（第4号様式）
  - オ 担当者経歴書（第5号様式）
- (3) 提出方法及び部数
- 以下の方法で紙媒体又は電子データで提出すること。
- ア 紙媒体で提出する場合
    - ・正本1部、副本6部を持参又は郵送により提出すること。
    - ・持参の場合は、県庁開庁日の8時30分から17時15分までに行うこと。  
ただし、提出期限当日は17時00分までとする。
    - ・郵送の場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。
  - イ 電子データで提出する場合
    - ・提出期限までに（2）ア～オを1つのPDFファイルにまとめた電子データを以下の方法で提出した上で、電話により送付した旨をお知らせください。

提出方法：作成したPDFファイルを「ファイル転送サービス Giga File（ギガファイル）便」にアップロードし、発行されたダウンロード用のURL及びパスワードを電子メールで以下メールアドレスまで送信。（メールの送信から到達までにタイムラグがある場合があるので、余裕を持って提出すること。）

※提出先メールアドレス：[ui-turn@pref.fukushima.lg.jp](mailto:ui-turn@pref.fukushima.lg.jp)

※ファイル転送サービス Giga File 便：<https://gigafire.nu/>

(Giga File 便による提出ができない場合)

令和7年3月13日（木）17時00分までに、電話 024-521-8023 にご連絡ください。

・なお、提出期限については持参の場合と同様とし、メールの到達をもって提出がなされたものと見なす。

・CD-ROMやUSB等の電子媒体による提出は認めない。

(4) 提出場所

福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課

## 8 企画提案書等の作成に当たっての留意事項

- (1) 本プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。
- (2) 企画提案書は、仕様書(案)「3 委託業務の内容」に掲げる各業務の実施方法について、業務ごとに具体的に提案すること。
- (3) 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

## 9 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の書面審査を行い、業務委託予定者を選定する。(プレゼンテーションは実施しない。)

(2) 審査基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
1 事業目的の理解度	・事業目的に合致した提案であるか。	10
2 本県への移住・定住に関するコラム記事の作成	・コラム記事で取り上げるテーマ案は、移住希望者等のニーズを踏まえた、魅力的な内容となっているか。 ・記事の構成及びデザインは魅力的なものとなっているか。	30
3 県 Instagram 「ふくしまぐらし」を活用した情報発信	・Instagram のトレンドを踏まえた具体的な発信方法の提案がされているか。 ・新規フォロワーの増加(750人)に向けて、具体的かつ効果的な提案やフォロワーの増加の他に実効的な指標が定められているか。	35
4 プロモーション動画の作成	・趣旨を理解した上で、本県の魅力を訴求できるような動画作成の提案がされているか。	15
5 運営能力その他	・業務全体の統制や人員配置、連絡体制等を含め企画内容を実施する体制等が適切か。 ・適切な実施スケジュールが設定されているか。	5
6 経費	・企画内容に対して妥当な見積額か。	5
合 計		100

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての本プロポーザル参加者に書面で速やかに通知する。

また、契約候補者名及び全ての本プロポーザル参加者の評点（契約候補者以外は参加者名を伏せて評点のみ）は県ホームページで公表する。

なお、電話、ファックス、電子メール等による問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

## 10 契約の締結

- (1) 審査会により選定された業務委託予定者を契約候補者とし、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。
- (2) 選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は、提案内容のとおり反映されない場合もある。  
また、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。
- (3) 契約金額は、協議結果により作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。
- (4) 契約候補者と県との間で協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議の上、契約を締結する。

## 11 留意事項

- (1) 本事業は、福島県議会における令和7年度予算の承認を前提としていることから、予算が承認されない場合には、事業内容・予算を見直すことがある
- (2) 本事業は、福島特定原子施設地域振興交付金を活用して実施するため、契約等の手続は同交付金の交付決定後に行う。なお、同交付金が交付されない場合には、事業内容を見直すことがある。
- (3) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (4) プロポーザル参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (5) 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めない。
- (6) 提出後の企画提案書等の内容について、ヒアリングを行うことがある。
- (7) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (9) 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合がある。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- イ 提出書類に不備があった場合
- ウ 本募集要領に適合しない書類である場合
- エ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合

## 12 担当課（問合せ先・提出先）

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）

福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課 担当：阿部

電話 024-521-8023

E-mail ui-turn@pref.fukushima.lg.jp